

養育費の 受け取りを 支援します

養育費の取決めをしていない方
しようとしている方へ

～藤井寺市養育費確保支援事業をご活用ください～

養育費の取決めは離婚の際に、こどもの利益を最も優先して両親が協議して、決めるべきものとされており、離婚した後でも取決めをすることはできます。

取決めの有無や内容については後々争いがおきないように、口約束ではなく、金額・支払方法等を具体的に書面（公正証書）に残しておくことが大切です。

藤井寺市では、こうした手続き等で令和5年4月以降に要した費用の補助を行います。

養育費に係る公正証書等 作成促進事業

公正証書作成又は調停や裁判に要する
費用を補助します

養育費の保証契約における 保証促進事業

将来の養育費未払いに備え、保証会社と
保証契約を締結する費用を補助します



どちらの事業も事前にご相談が必要です。



1. 対象者（ア～オのすべてを満たす方が対象です。）

- ア 児童扶養手当の支給を受けている又は同等の所得水準にある方（ただし、扶養義務者の所得制限は適用しない）
- イ 養育費の取決めのための費用を負担した方又は保証会社と1年以上の養育費保証契約のための費用を負担した方
- ウ 養育費の取決めのための強制執行の前提となる公的文書を有している方
- エ 養育費の取決めの対象となる児童（20歳に満たない者）を現に養育している方
- オ 過去に同一目的の補助金を他の市町村も含め交付されていない方

裏面もご覧
ください

2. 対象経費

養育費に係る公正証書等 作成促進事業（上限額30,000円）

- ア 公証人手数料（養育費の取決めに関する部分に限る）
- イ 養育費の取決めのための公正証書作成および養育費の取決めにかかる家庭裁判所の調停又は裁判に要する次のもの
 - ・収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用、連絡用の郵便切手代

養育費の保証契約における 保証促進事業（上限額50,000円）

- ウ 保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として本人が負担した費用（養育費の1カ月分の額を上限）

必要書類を添えて、公正証書を作成した日等から1年以内に申請してください。
※事前にご相談いただく必要があります。

3. よくあるご質問

Q1 養育費の取決めはどのようにしたらよいですか。

- A1 まずは、相手方との話し合いをお願いします。内容は後日紛争が生じないように、口約束ではなく、書面にしましょう。なお、公正証書（強制執行認諾条項付き）を作成しておくことで、万一、不払いになった場合、強制執行（差し押さえ）ができます。

Q2 相手が話し合いに応じてくれない場合は、どうしたらよいですか。

- A2 家庭裁判所の家事調停手続きを利用することができます。家事調停手続きは、裁判官と民間から選ばれた調停委員が間に入り、妥当な解決を目指す手続きです。

Q3 相手と顔を合わせたり、相手に住所を知られたりしませんか。

- A3 相手と対面することが難しい場合には、裁判官等が、双方と別々に話をしたり、住所等が他方に知られないようにする取扱いなどもされています。

Q4 相手方が住んでいる場所がわからない場合、どのようにしたらよいですか。

- A4 相手がどこに住んでいるか分からないときは、相手の「戸籍の附票」の写しを取得することで知ることができます。相手の本籍地がある市町村で取得できますが、わからないときは、お住まいの市町村で相談して下さい。

Q5 親子交流に応じなければ、養育費を支払ってもらえないのですか。

- A5 そのようなことはありません。養育費の支払と親子交流とは別問題です。親子交流に応じなければ養育費を支払ってもらえないということにはなりません。養育費の支払と親子交流の実施のどちらの場面においても、子どもの幸せを第一に考えましょう。

その他詳しくは、[ホームページをご覧ください](#)



○お問合せ・ご相談先

藤井寺市子ども未来部子育て支援課 2階22番窓口 ☎072-939-1162